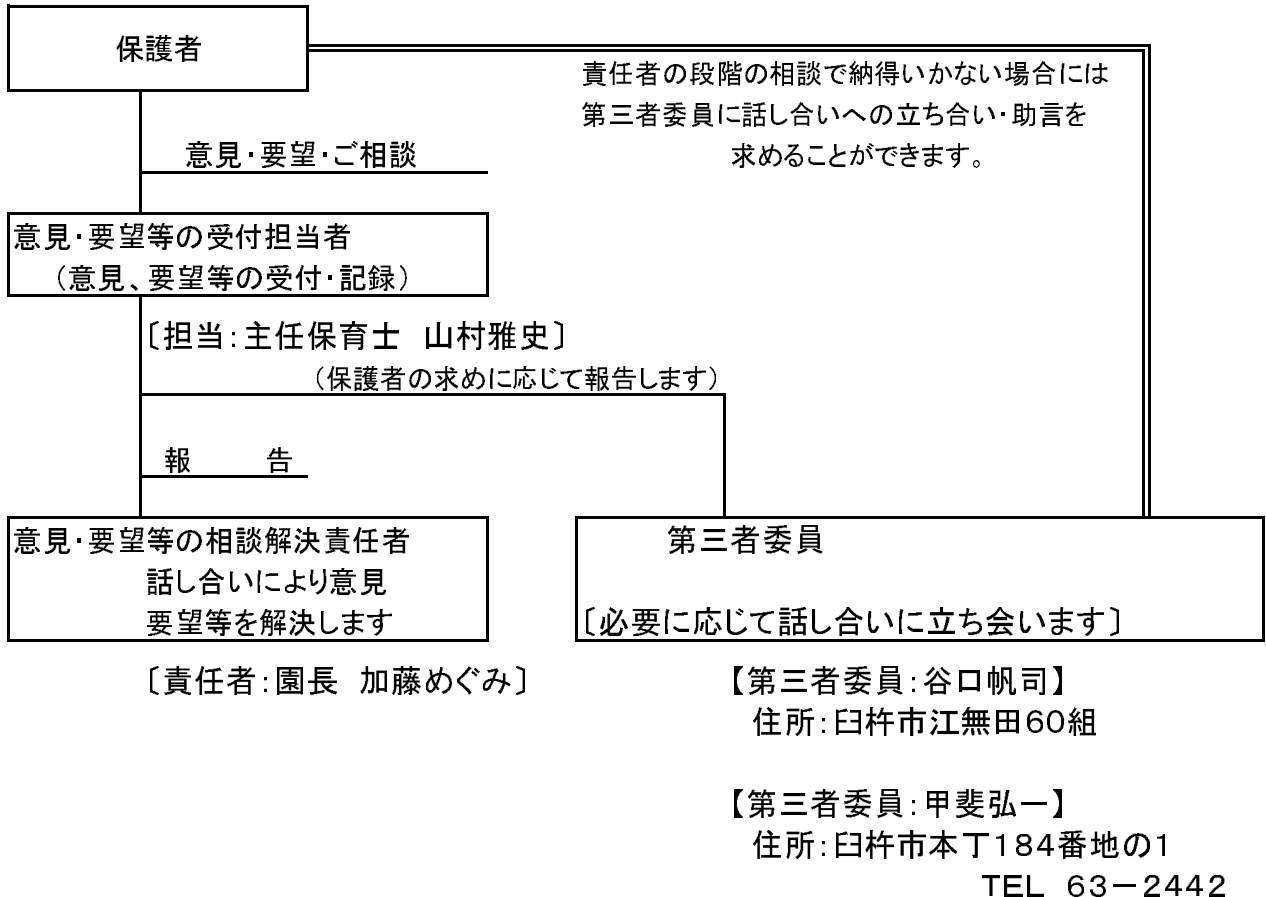


「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、臼杵保育園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

臼杵保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。



※苦情に限らず、ご意見・ご要望もお聞かせ下さい。

※相談解決の結果(改善事項)は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。

※以上の仕組みで解決できない苦情、ご意見・ご要望は、大分県社会福祉協議会に設置された大分県運営適正化委員会に申し立てることもできます。

【運営適正化委員会の連絡先】大分県運営適正化委員会事務局

〒870-0907 大分県大分市大津町2-1-41 県総合社会福祉会館内

TEL: 097-558-0301 FAX: 097-551-5454

受付時間は、月～金曜日の午前9時から午後5時(祝日、年末年始を除く)

大分県運営適正化委員会

大分県運営適正化委員会は、公正・中立的な立場にある社会福祉、法律、医療の学識経験をもつ委員により構成された第三者機関であり、福祉サービスに関する苦情の適切な解決を行います。